

# 事業者が再商品化義務を負う容器・包装とは？

## 分別収集の対象となる容器・包装

### 再商品化義務のある容器包装

#### ガラス製容器

無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他の色のガラス製容器など



#### ペットボトル

飲料・酒類・しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料用ペットボトル

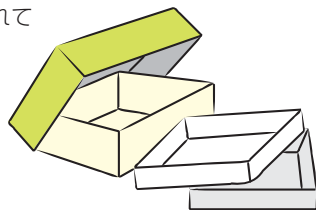
〔 上記以外のペットボトルはプラスチック製容器になります。 〕

※飲料・酒類・しょうゆ以外の5品目は平成20年4月からペットボトルに区分されました。



#### 紙製容器包装

紙箱、紙袋、紙のトレイ、包装紙、材料にアルミ箔が使用されている飲料用紙パックなど



#### プラスチック製容器包装

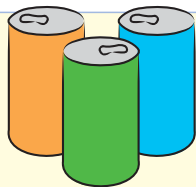
プラスチックボトル、発泡スチロールトレイ、発泡スチロールカップ、ハンバーガー等のプラスチック容器、スーパーのレジ袋、ラップフィルムなど



複数素材からなる容器包装の判別法：複数の素材で構成される容器包装は、素材のうち最も重いものに分類します。

### 再商品化義務のない容器包装

#### スチール缶



清涼飲料水など

#### アルミ缶



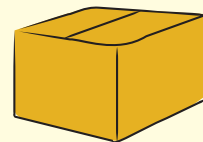
清涼飲料水、ビールなど

#### 飲料用紙パック



牛乳パックなど

#### 段ボール



飲料や家電製品のダンボール箱など